

松山地方裁判所委員会（第17回）議事概要

1 日時

平成22年3月5日（金）午後2時00分から午後4時15分まで

2 場所

松山地方裁判所大会議室（5階）

3 出席者

（委員） 秋山修，加藤令史，門屋淳，兼平裕子，亀岡マリ子，小島浩，
真木啓明（五十音順）

（事務担当者） 中村刑事部裁判官，上田民事首席書記官，菅刑事首席書記官，
西山総務課長，村岡総務課課長補佐，渡邊庶務係長

4 議事（■委員長，○委員，▲説明者）

（1） 松山地方裁判所長あいさつ

（2） 新任委員紹介（秋山委員，亀岡委員）

（3） 裁判報道について，報道機関の関係者である加藤委員から主に裁判員制度開始に伴う新聞報道での報道指針の変更点や実際の記事内容の報道例の状況などについて，説明がされた後，意見交換がされた。

○新聞とは違って，テレビ報道では音声や映像がないと完全な報道とはならない。音声や映像がないと報道が主観的になってしまい，記者の思い込みだけになってしまうこともある。テレビ報道では発言者がきちんと話しているその場면을映像でみせる必要がある。その点が新聞と違うところである。実名報道もよく言われるが，記者会見などでは，顔出しが一番よい。事情があつて顔を出せない場合や声をかえることもあるが，これらは，プライバシーを守るために行っている。しかし，基本的にはあつたことをありのまま伝えることが大原則である。

○裁判員事件の報道では，裁判の内容ではなく，裁判員に選ばれてどういうことをしているか，制度が始まってどうなったか，裁判員に選ばれた人がど

う思ったのか、という面から、裁判員の映像が必要とされると思う。そのため、普通の裁判報道とは違うのではないか。裁判員事件の報道も始まった当初は必要とされているが、将来的には、普通の裁判報道に吸収されるのではないか。

○今後、裁判の内容よりも裁判員が報道の対象となっていくことも考えられる。そうすると、被害が裁判員に及ばないように、報道関係者も高い認識をもって取材してもらう必要があるのではないか。

○裁判員制度の制度としての報道については、問題となる論点が終わるとなくなっていくのではないか。

○マスコミ報道の知る権利の行使の論点からは、裁判の状況が法廷冒頭の写真だけであって、法廷のやりとりはスケッチのみとなっており、リアリティに欠けていると思われるので、もう少し改善されてもよいのではないか。また、裁判の内容の面の報道からすると、専門性のある民事事件では、最高裁で判断があると大きく報道される反面、刑事事件ではかなり大きい興味を引くような事件でないと報道されなくなっていると思われる。

○裁判員制度については、どのような制度か、また、実際に自分の周りに選ばれたという人がいないことから、どのような人が選ばれるのか、関心があった。裁判員制度については、勉強会もあったし、また、新聞やテレビなどでも取り上げられ、特に第1回目の事件については、細かく何回も取り上げられていたが、第1回が終わって、2回目、3回目となると、報道も静まってきた、関心も持たなくなってきたと思われる。自分に裁判員の通知が来たとしても、最初ほどは気にしなくなっているのではないかと思う。最初は、自分が選ばれたら断れるのかという気持ちがあったが、今は、選ばれたら参加したいと思っている。経験者の話を聞いたことで、落ち着いてきた気持ちである。東京の第1号の事件では、被害者や加害者からすると、胸が痛くなったかもしれないが、一般の目からすると、いろいろと見たり聞いたりでき、

制度が理解できるようになったと思う。

○裁判員事件の報道では、東京の第1号の事件をみて、一般人である裁判員経験者が、記者会見で顔を出してしゃべっていたことが衝撃的であった。顔を出したことで、報復等がないのかと思った。

○事件報道の面からすると、現在は、捜査に関するいろいろな情報が起訴前に出てくることが多いと思われる。捜査機関が報道している部分もあると思うが、ルールはあってよいと思う。報道側は事件の真相究明の面から、国民に知らせなければならないかどうかという点を意識して取材しているのであろう。

○警察では、副署長が広報担当となっているところも多いと聞いている。その中で、公式見解だけではわからないものは、取材によって、ヒントを得た上で裏付けして記事等にして出している。

○裁判員事件に緊張感を持たなくても参加できるようにするには、経験者に語ってもらうのが一番よい広報であろう。専門家よりも参加者である。特に初めてのものの取材では、顔を出してインタビューに応じて話してもらっている映像があることで説得力がある。顔を出さずに声を変えたりすると、言わせているというようにみられてしまうこともある。

○裁判員が裁判の主体であって、裁判官は判決以外では語らないのが鉄則であることからすると、知る権利というだけで裁判員に聞くというのはどうかと思う。

■裁判員事件において、課題となった点など、配慮すべき点はあると思われる。報道側が関心を持っている中で、1つ1つの事件が特定されない状況が出てくれば、意見を求める機会はあるのではないか。

■裁判所が市民に役立つかという観点から、意見をいただきたい。

○裁判報道の面からすると、タブーとして変えていないことが残っているところもあると思う。新聞社の報道指針では、慣習として手つかずで残って

いるところも改善されてきたところもある。おそらく、慣例は官公庁に強く残っているのではないか。

○裁判員事件では、意識改革が迫られており、裁判員の接遇など敷居は低くなっているのではないか。

○裁判所の積極的広報も必要ではあるが、これまでの見識は崩さないでいただきたい。また。広報についても自己目的化しないことが重要ではないか。実際の利用者についてアンケートをとるなどして、利用者の不便な点などを吸い上げていくほうが大事ではないか。

○司法は行政や立法とは違う面がある。広報するしないで、利用するしないかが決まるわけではないと思う。事件数が減ったからといって、広報活動をするという問題でもないと思う。

5 次回のテーマ

■次回のテーマについては、議事前に配布したアンケート用紙に記載していただいた内容を検討し、決定させていただきたい。決定したテーマについては、近日中にお知らせする。

6 次回期日

平成22年6月18日（金）午後2時から午後4時まで（予定）